消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター 佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3015 令和4年8月

近年、手口が多様化・巧妙化したインターネットをめぐる消費者トラブルが増加しています。相談事例から、トラブルを防ぐ対策をご紹介します。

① 悪質な副業や投資の「情報商材」に注意

「誰でもできる簡単な作業で高額収入が得られる」というネット広告に興味を持ち、約1万円のマニュアル(情報商材)を購入した。しかし、マニュアル記載の方法ではそんなに稼げるとは思えず、その後事業者から「サポート付の有料プランにすれば必ず稼げる」と強く勧誘されて、30万円のプランに申し込んだ。しかし指示どおりにやってももうからず、サポートもしてくれない。解約したい。



【相談員からのアドバイス】

- ・副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネットなどを介して販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- ・広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウエアやコンサルティング等の契約をさせられるケースもあるので注意が必要です。
- ・簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確かめることができないので、安易に事業者を信用して連絡しないでください。

② 有名企業の公式サイトだと思ったら、模倣サイトだった

有名家電メーカーの公式サイトだと思い、格安で販売されていた掃除機を注文した。受注メールは届いたが、なかなか商品は届かず不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、偽サイトを利用したことがわかった。



【相談員からのアドバイス】

- 最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。 販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可 能性が高く、注意が必要です。
- ・模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。

消費生活センターでは、消費者をだましてお金を支払わせる悪質商法による被害や「商品が届かない」「壊れた商品・にせ物が届いた」「購入した商品でケガをした」など、消費者からの消費生活に関する相談に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

また、クーリング・オフの方法や、消費者トラブル防止法をお伝えするための出前講座を、無料で実施しています。お気軽にお問合せください。



佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月~金曜日 午前9時~午後4時(祝休日・年末年始を除く)

インターネット通信販売の注意点

ほかにも、こんな相談事例があります

クーリング・オフができない・・・

- ・ネットで注文した靴のサイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、「返品はできない」と言われた。注文前に「返品できない」との表示は 目に入らなかった。
- →通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。返品は事業者 の規約に従いますので、注文前に確認しましょう。。

定期購入

- ・初回限定で格安の健康食品1か月分を試しに注文した。しかし翌月、次の1か月分が定価で届いた。停止手続きをしなければ自動で 定期購入に切り替わるらしい。
- →注文前に、広告や申込画面をよく確認しましょう。





【相談員からのアドバイス】

本年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、 販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申し込みをした消費者は、申し込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

注文する前に、次のようなことをしっかり確認しましょう。

最終確認画面のチェックリスト

- ☑ 定期購入が条件になっていませんか?
- ☑定期購入の継続期間や購入回数が決められていませんか?
- ☑支払うことになる総額はいくらですか?
- ☑解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- ☑解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件、解約条件を確認しましたか?
- ☑ 利用規約の内容を確認しましたか?
- ☑「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか?
- ※未成年者の場合は以下の点も確認してください
- ☑販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を 得てチェックを入れていますか?
- ☑年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか?



佐野市では、かしこい消費者になるために、毎日の暮らしに役立つ情報を修得するための「楽しいくらしの講座」を実施しています。是非、ご参加ください。→

